

特定個人情報保護委員会健康安全管理規程を次のように定める。

平成26年1月 日
特定個人情報保護委員会訓令第 号

特定個人情報保護委員会健康安全管理規程

(趣旨)

第1条 特定個人情報保護委員会職員(以下「職員」という。)の保健及び安全保持については、国家公務員法(昭和22年法律第120号)、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)(以下「規則10-4」という。)、人事院規則10-5(職員の放射線障害の防止)、人事院規則10-7(女子職員及び年少職員の健康・安全及び福祉)その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(部局長等及び管理監督者)

第2条 この規程において「部局長等」とは、別表(一)の部局長等の欄に掲げる官職を占める者をいい、「管理監督者」とは、別表(二)の管理監督者の欄に掲げる官職を占める者をいう。

2 部局長等は、別表(一)に掲げる組織区分に係る健康管理者及び安全管理者を指揮し、職員の健康管理及び安全保持の任に当たるものとする。

3 管理監督者は、健康管理者及び安全管理者と緊密な連絡をとりつつ、その所属の職員の健康管理及び安全保持に努めるものとする。

(健康管理者及び安全管理者等)

第3条 健康管理者、安全管理者、健康管理担当者及び安全管理担当者は、別表(三)に掲げる組織区分ごとに、それぞれ、当該各欄に掲げる官職を占める者とする。

(健康管理医)

第4条 部局長等は、適当と認める医師を健康管理医として指名又は委嘱するものとする。

(危害防止主任者)

第5条 部局長等は、規則10-4別表第一に掲げる業務を行う作業場ごとに危害防止主任者を置くものとする。

2 安全管理者は、危害防止主任者が置かれた作業場ごとにその者の氏名及びその者が危害の防止に関し行う事務を掲示する等の措置を講じて、関係職員に周知させるものとする。

(火元責任者)

第6条 部局長等は、防火上適切と認められる施設の区分ごとに正副の火元責任者を置くものとする。

(健康安全教育)

第7条 健康管理者及び安全管理者は、必要と認める場合には、健康管理医又は専門的知識を有する者による講演会又は講習会の開催等により職員に対する健康安全教育を実施するものとする。

(職員の意見を聴くための措置)

第8条 健康管理者及び安全管理者は、職員の健康管理及び安全管理に関し、委員会の設置、懇談会の開催、アンケートの実施等により、職員の意見を聴くことに努めるものとする。

(定期健康診断)

第9条 健康管理者は、規則10-4第20条に定める定期の健康診断を毎年1回以上実施するものとする。

(採用時等の健康診断)

第10条 健康管理者は、職員(6か月を超える期間、規則10-4別表第三に掲げる業務に従事する非常勤職員を含む。)の採用に際し、その者の健康診断を行うものとする。職員を新たに規則10-4別表第三に掲げる業務に従事させる場合も同様とする。

(臨時の健康診断)

第11条 健康管理者は、前2条の健康診断のほか、伝染性疾患が流行し、又は流行するおそれのある場合その他必要と認める場合には、臨時に職員の健康診断を行うものとする。

(面接指導等)

第12条 健康管理者は、管理監督者と緊密な連絡をとりつつ、その勤務時間の状況その他の事項が職員の健康の保持を考慮して規則10-4第22条の2第1項に定める要件に該当する職員から申出があった場合には、速やかに当該職員に対して健康管理医等の医師(以下「医師」という。)による面接指導を行わなければならない。

2 健康管理者及び管理監督者は、前項の規定による面接指導の結果に基づき、遅滞なく当該職員の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴取し、必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮の上、適切な措置を講じなければならない。

3 健康管理者及び管理監督者は、第1項の規定により面接指導を行う職員以外の職員であって健康への配慮が必要なものからの申出があった場合は、規則10-4第22条の3に定めるところにより、必要な措置を講ずるように努めるとともに、面接指導を行う職員を含め、職員が申出をしやすい環境を整えるよう努めるものとする。

(指導区分の決定等)

第13条 健康管理者は、健康診断又は面接指導の終了後速やかにその結果及びこれに関する資料を健康管理医に提示し、健康に異常又は異常を生ずるおそれのある職員について、規則10-4別表第四に掲げる指導区分の決定又は変更を求めるものとする。

(事後措置)

第14条 健康管理者は、健康管理医から前条の指導区分の決定又は変更を受けた職員に対し、指導区分通知書(別記第1号様式)を交付し、特に事後措置をとる必要があると認められる場合には、当該職員の管理監督者に事後措置通知書(別記第2号様式)を送付しなければならない。

2 管理監督者は、前項の事後措置通知書を受けた職員に対し、速やかに所要の措置を講じなければならない。

(健康管理の記録)

第15条 健康管理者は、職員ごとに特定個人情報保護委員会健康診断個人票(別記第3号

様式)を作成しなければならない。

2 特定個人情報保護委員会健康診断個人票は、人事記録の記載事項等に関するに定める人事記録の附属書類とし、健康管理者が保管するものとする。

3 特定個人情報保護委員会健康診断個人票は、職員が異動した場合には、当該職員の異動後の組織区分における健康管理者に送付するものとする。ただし、他の省庁に異動した場合は、異動後の任命権者に送付する。

(健康診断の実施結果等の報告)

第16条 部局長等は、毎年5月末日までに、前年度における健康診断の実施結果及び職員に対して行った健康管理上の指導事項の概要について、人事院の定める定期健康診断等報告書を作成して、委員会に報告するものとする。

(中高年齢職員等に対する配慮)

第17条 健康管理者は、中高年齢職員、健康障害を有する職員その他健康管理に特に配慮を要する職員の配置、業務の遂行方法等について、当該職員の管理監督者に対し、健康管理上必要な指導又は助言を行うものとする。

2 前項の職員に規則10-4第17条に規定する作業を命じようとするときは、管理監督者は、当該職員の健康状態に留意しなければならない。

(勤務環境等について講ずべき措置)

第18条 安全管理者は、職場の照度、空気調整等の勤務環境について随時点検を行い、その結果を記録するとともに、職員の健康保持のための必要な措置を講じなければならない。

(危害防止のための措置)

第19条 安全管理者は、災害を未然に防止するため、作業環境、施設、設備等の整備に留意するとともに、危害防止主任者を置く作業場には、関係者以外の者がみだりに立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に掲示するものとする。

2 安全管理者は、消火器、消火栓その他の用に供する器具、避難器具及び救急器具の整備に努め、随時に点検を行うとともに、防火、避難等の訓練を行わなければならない。

(緊急事態に対する措置)

第20条 安全管理者は、災害による緊急事態に際しては、直ちに職員及び関係機関等に通報するとともに、職員に避難、救急活動、消火作業その他の緊急作業を行うよう指示しなければならない。

2 安全管理者は、消火器、消火栓、その他の消防の用に供する器具、避難器具の整備に努め、随時に点検を行うとともに、防火、避難等の訓練を行わなければならない。

(設備等の検査)

第21条 安全管理者は、規則10-4第32条第1項に規定する検査を危害防止主任者に命じ、又は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項に規定する性能検査代行機関等の専門機関に委託して行わなければならない。検査を委託した場合には、安全管理者又はこれに代わる者が検査に立ち会わなければならない。

2 前項の検査のうち設置検査、変更検査及び性能検査の結果についての記録は、安全管理者が作成し、当該設備の廃止後1年間保存するものとする。

3 定期検査の結果についての記録は、安全管理者が設備等の種類ごとに作成し、当該検査の終了後3年間保存するものとする。

(設備等の届出)

第22条 部局長等は、規則10-4別表第7に掲げる設備等を設置し、変更し、若しくは廃止したとき、又は規則10-4別表第8に掲げる設備等を設置し、若しくは廃止したときは、当該設備等に関する事項を速やかに内閣総理大臣に届け出なければならない。

(被害等の報告)

第23条 部局長等は、職員の勤務する場所において規則10-4第35条第1項各号に掲げる災害又は事故が発生したときは、その都度、その発生の場所、日時、被害の程度等を速やかに報告しなければならない。

2 部局長等は、毎年5月末日までに、勤務場所における前年の4月1日に始まる年度において職員が死亡することとなった災害、又は一日以上休業することとなった災害の発生状況等について、人事院の定める年次災害報告書を作成して、委員会に報告しなければならない。

(健康安全管理細則)

第24条 部局長等は、この規程を実施し、又は職員の健康及び安全保持を図るため、必要があるときは、健康安全管理細則を定めることができる。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から適用する。